

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

裁量労働制に関する Q&A

<対象業務、休日・深夜労働の取扱い等>

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-5
ヒロビル2F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

専門性の高い仕事やクリエイティブな仕事に従事する労働者に対し、実際の労働時間ではなく、事前に定めた時間を労働したものとみなす専門業務型裁量労働制(以下、裁量労働制)という制度があります。システム開発や製造業、アパレル業等、多くの企業で利用される制度ですが、導入手続きや運用面で誤解があり、労働基準法の要件を満たしていない事例も見受けられます。今回は裁量労働制の概要を説明し、運用面でよく寄せられる質問にお答えします。

1. 裁量労働制の概要

裁量労働制は労働基準法に基づく制度で、業務の性質上、業務の進め方や時間配分等を大幅に労働者の裁量に委ねる必要のある業務に従事する者に対し、実際に働いた時間ではなく、労使協定であらかじめ定めた時間を労働したものとみなす制度です。

裁量労働制の対象業務は法令により、以下の19業務に限定されています(これ以外の業務は対象となりません)。

①新商品または新技術の研究開発等	⑩金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発
②情報処理システムの分析または設計	⑪学校教育法に規定する大学における教授・研究
③記事の取材または編集	⑫公認会計士
④デザイナー	⑬弁護士
⑤放送番組等のプロデューサーまたはディレクター	⑭建築士
⑥コピーライター	⑮不動産鑑定士
⑦システムコンサルタント	⑯弁理士
⑧インテリコーディネーター	⑰税理士
⑨ゲーム用ソフトウェアの創作	⑱中小企業診断士
⑩証券アナリスト	

2. 裁量労働制に関する Q&A

(1) アルバイトを含めて全従業員を対象にできるか？

正社員限定という要件はありませんので、アルバイトでも対象業務に従事していれば適用対象となる可能性はあります。しかし、定型的・補助的業務に従事するアルバイトに対し、業務の遂行方法や時間配分の指示をせず本人に任せるとするのは実態として考えられず、通常一部の社員に限定されることになると考えられます。

また、②情報処理システムの分析・設計を行う部門に所属していてもプログラマーは対象とならない等、裁量労働の性質上、対象業務とはみなされないケースがあります。

(2) 裁量労働制を導入すれば、割増賃金は一切考えなくてもよいのか？

労使協定で例えば「1日8時間労働したものとみなす」と定めれば、その日の実労働時間が5時間でも10時間でも

「8時間」労働したものとされるため、1日の時間外労働割増賃金については発生しません。しかし、深夜労働や休日労働に関する規定は裁量労働対象者にも適用されるため、深夜・休日労働分の割増賃金は発生します。また、8時間以内にみなし時間を設定していても、休日労働が発生する場合には36協定の届出も必要です。

(3) 休日労働でも、みなし労働時間が適用されるのか？

所定休日であれば、労使協定によりみなし時間を設定できますが、法定休日(週1日または4週4日)については、1日8時間等のみなし時間ではなく、実際に休日労働した時間分の割増賃金の支払いが必要となります。したがって、休日労働については事前許可制をとるといった一定の管理が必要といえます。

(4) 遅刻、早退、欠勤も自由に行えるのか？

フレックスタイム制とは異なるため、始業・終業の時刻を完全に本人の裁量に委ねる必要性はなく、就業規則の定めを適用させることが可能です。しかし、遅刻・早退控除を行うことはみなし時間制の性質に合わないためできません。また、対象業務に従事していない場合はみなし時間が適用されないため、欠勤した場合でも1日8時間働いたものとみなすということにはなりません。行っている企業は少ないと思いますが、欠勤時の賃金控除も可能といえます。

(5) 労働時間の管理は必要ないか？

企業には対象従業員の健康確保を行うことが求められ、また深夜労働の割増賃金の支給義務があること等を考えると、実際に何時間働いたかの記録は必要といえます。タイムカードや所定の出勤簿等で実労働時間の把握を行うようにしてください。

(6) 制度導入にあたり、どのような手続きが必要か？

就業規則に裁量労働を行う旨を定め、労働者との間で、対象業務・みなし労働時間・健康確保措置・苦情処理措置・有効期間等を定めた労使協定を締結し、管轄の労働基準監督署へ届出を行うことが必要です。

詳しくは山口事務所までお問い合わせください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・定時決定(算定)による標準報酬月額の変更(9月分から)
- ・厚生年金保険料率の改定(9月分から)

● コラム ●

筑波大学大学院の教授、院生で主に構成される労働判例研究会に参加しています。先日、その研究会の1泊2日の夏合宿に参加してきました。1日目に労働判例3本を討論し、夜は宴会、2日目はレクリエーションとして皆で横須賀の軍港めぐりをしました。企業の役員・人事部長、弁護士、公務員等、様々な業種・役職の人と同じ大学院の学友として付き合えるのはうれしいです。OBになっても参加したいと思います。(山口)